



薬食安発 0406 第 1 号
平成 27 年 4 月 6 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局安全対策課長
(公 印 省 略)

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 27 年厚生労働省告示第 238 号。以下「改正告示」という。）が平成 27 年 4 月 6 日に告示され、下記のとおり適用されます。

これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成 19 年 3 月 30 日付け薬食安発第 0330007 号厚生労働省医薬食品局安全対策課長通知）について、別添 1 のとおり改正し、別添 2 のとおり今回の改正を反映させた区分リストを作成しましたので、貴管下関係業者、団体等に対する周知方よろしくお願ひします。

この改正により、リスク区分が第一類医薬品から変更になった医薬品については、薬剤師のほか登録販売者による販売が可能となることから、新区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願ひします。

記

1. 改正告示の反映

改正される成分	改正の概要
オキシメタゾリン	第二類医薬品に指定することに伴い、別紙 2（第二類医薬品）にオキシメタゾリンを追加する。
クロトリマゾール (臈カンジダ治療薬)	第一類医薬品に指定することに伴い、別紙 1（第一類医薬品）にクロトリマゾール（ただし、臈カンジダ治療薬に限る。）を追加する。 なお、臈カンジダ治療薬ではないクロトリマゾールは引き続き第二類医薬品であるため、別紙 2（第二類医薬品）に所要の改正を行う。

2. 改正告示の適用日

改正される成分	適用日
オキシメタゾリン	平成27年4月6日
クロトリマゾール	平成27年5月10日